

浜松市商品量目立入検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、計量法(平成4年法律第51号。以下「法」という。)第148条第1項に基づく商品の製造、販売に係る事業者に対する立入検査(以下「立入検査」という。)における検査方法及び不適正量目商品の当該者に対する指導並びに措置等について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱に特段の定めのない限り、法及び計量関係政省令において使用する用語の例による。

(検査対象)

第3条 立入検査を実施する対象は次のとおりとする。

- (1) 市内に所在する、特定商品の製造、販売又は輸入の事業を行う者
 - (2) 市内に所在する、非特定商品の製造、販売又は輸入の事業を行う者
- (立入検査に使用する計量器)

第4条 立入検査に使用する計量器は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 検査商品の量目公差の5分の1以内の値が確認できるものであり、検査精度が十分確保されているものであること。
- (2) 検査する店舗等のはかりを使用して検査を行う場合は、基準分銅又は実用基準分銅により、検査精度が十分確保されていることを確認すること。

(検査内容及び頻度)

第5条 立入検査の検査内容は、検査商品の量目及び表示の確認並びに取引又は証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の状況(使用方法の確認を含む。)とする。

- 2 立入検査は2年を超えない周期で実施することとする。ただし、対象事業者の形態、過去の検査結果等を勘案して次のとおり実施することができるものとする。
 - (1) 検査結果が過去、現在ともに良好な状態であって、今後とも良好な量目管理が維持されると判断される場合は、周期を延伸することができるものとする。
 - (2) 検査結果が過去、現在ともに不良と判断される場合は、周期を短縮することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、消費者からの苦情の申出があったとき、他の行政機関から立入検査の要請があったとき、その他計量検査所長が立入検査を実施する必要があると認めるときは、随時立入検査を行うことができるものとする。

(検査商品個数及び違反に対する措置等)

第6条 検査商品個数及び違反に対する措置等は次のとおりとする。

- (1) 検査個数

ア スーパーマーケット等一般小売店

1品目につき5個以上合計10品目50個以上

イ 製造工場等詰込事業所

1品目につき30個以上合計2品目60個以上

(2) 違反に対する措置等

ア 結果が適正であった事業所

すべての商品において適正な計量がなされた旨の結果通知書を発行し、今後も正確計量に努めるよう通知する。

イ 過量のみ認められた事業所

一部の商品に過量が認められた旨の結果通知書を発行し、今後、過不足のない計量に努めるよう指導する。

ウ 法第12条に規定する量目公差を超える商品の数の全検査個数に占める割合（以下「不適正商品数率」という。）が5%以下の事業所

改善を指示する旨の結果通知書を発行し、今後、過不足のない計量に努めるよう指導する。

エ 不適正商品数率が5%超15%以下の事業所

改善を指示する旨の結果通知書を発行し、必要な措置をとるべきことの指導を行い、内不適正商品数率が10%超15%以下の事業所は、再検査を検討し、必要と判断される場合には次回実施する。

オ 不適正商品数率が15%を超える事業所

改善を指示する旨の結果通知書を発行し、必要な措置をとるべきことの指導を行う。また、改善報告書を2ヶ月以内に提出させることとし、報告書の提出後、再検査を実施する。

カ 再立入検査において、連続して不適正商品数が5%超15%以下の事業所

特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあるものと認められるものとして、法第15条第1項に規定する勧告（様式1）を検討するとともに改善を指示する旨の結果通知書を発行し、改善報告書および始末書を提出させる。

キ 再立入検査において、連続して不適正商品数が15%超の事業所

特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあるものと認められるものとして、法第15条第1項に規定する勧告（様式1）をするとともに、改善を指示する旨の結果通知書を発行し、改善報告書および始末書を提出させる。

ク 法第15条第2項に規定する公表、法第15条第3項に規定する改善命令及び

改善命令に従わなかった場合の措置等については、全国計量行政会議が発行する計量法関係ガイドライン集（以下「ガイドライン」という。）に準拠するものとする。

- 2 1品目につき5個以上合計10品目50個以上又は1品目につき30個以上合計2品目60個以上検査することが適当でない判断される事業者に対する立入検査不適正商品数率が5パーセントを超える場合、必要な措置を取るべき旨の指導を行うものとする。
- 3 同一の商品を量産している事業者の場合は、同条第1項及び第2項に規定する検査方法のほか、ガイドラインが定める統計的手法（以下「平均値手法」という。）を用いることができるものとする。この場合における違反に対する措置等はガイドラインに準拠するものとし、措置等は検査ロット個々に適用するものとする。
- 4 前3項には該当しないが、量目公差からの外れが著しく大きい特定商品を販売している等、法第12条、第13条及び第14条の規制のうちいずれか一つでも違反していることにより、特定商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると判断される違反に対する措置等はガイドラインに準拠するものとする。

（法第10条に係る正確な計量の基準）

第7条 法第10条に係る正確な計量の基準については、原則として、次のとおりとする。

（1）真実の量が表示量を超える場合

表示量(単位グラムまたはミリリットル)	誤差
5以上 50以下	5グラム(ミリリットル)
50を超え 300以下	10パーセント
300を超え 1000以下	30グラム(ミリリットル)
1000を超えるとき	3パーセント

（2）特定商品であって、表示量が量目令別表第1第4欄に規定する上限を超え、かつ、表示量が真実の量を超える場合の誤差は表示量の1パーセントとする。

（3）特定商品以外の商品であって、表示量が真実の量を超える場合

表示量(単位グラムまたはミリリットル)	誤差
5以上 50以下	8パーセント
50を超え 100以下	4グラム(ミリリットル)
100を超え 500以下	4パーセント
500を超え 1000以下	20グラム(ミリリットル)

1000を超えるとき	2パーセント
------------	--------

注) パーセントで表された誤差は、表示量に対する百分率とする。

(4) 他法令または業界自主基準により、計量規格が定められている商品にあっては、それらの規定と食い違いが生じないように運用・指導することとする。

(5) 非特定商品等の製造、輸入または販売事業を行う者に対する量目検査

検査商品個数

第6条第1項又は第2項を準用する。

違反に対する措置等

第6条第1項第2号のクに規定するもののうち、法第15条第3項に規定する改善命令及び改善命令に従わなかった場合の措置等を除き、同条第1項又は第2項を準用する。「法第15条第1項」並びに「法第15条第2項」とあるのは、「法第10条第2項」並びに「法第10条第3項」と読み替えるものとする。

(6) 管轄区域外の事業者に対する量目検査

市外に所在する事業者にも量目検査の必要性が生じた場合、当該事業者を管轄する都道府県または特定市町村の長に対し、文書により量目検査の実施を要請できるものとする。

他の都道府県又は特定市町村の長から要請を受けて量目検査を行った場合、その結果は文書により報告するものとする。

(7) 量目検査を実施する際は、検査する商品の性状、量目管理の実態を勘案して検査の実施及び事業者に対する指導を行うものとする。

(器具、機械又は装置の状況等について検査)

第8条 表示の確認、取引または証明に使用する特定計量器その他器具、機械又は装置の状況等(使用方法の確認を含む。)についての検査は、量目検査に先立ち行うこととし、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式1（第6条第1項第2号カ及びキ）

改善勧告書

第 号
年 月 日

様

浜松市長

あなたは、下記のとおり計量法の違反行為を行っており、適正計量の実施の確保上重大な支障を生じさせているので、計量法第15条第1項の規定に基づき、商品を購入する者の利益が害されるおそれがあると認められるので、直ちに改善されるよう勧告します。

記

1 違反事実確認の日時、場所

2 違反の内容

3 改善すべき内容